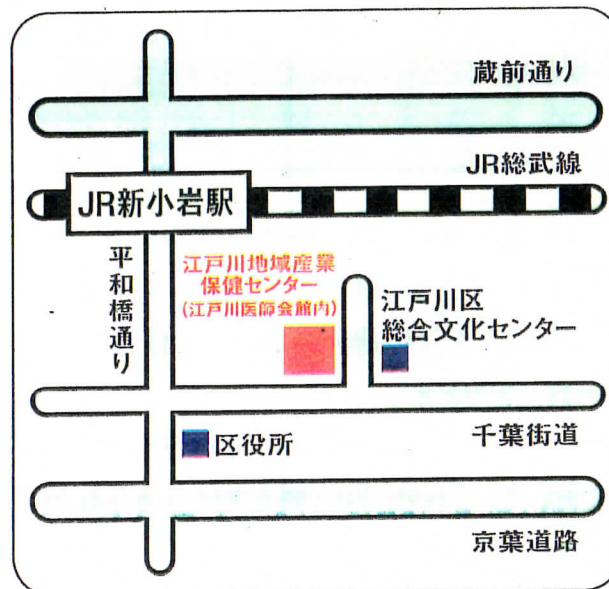


厚生労働省は、産業医の選任義務のない労働者50人未満の事業場（以下「小規模事業場」という。）における労働衛生の向上及び労働者に対する産業保健サービスの充実を図ることを目的として、全国に地域産業保健センターを設置いたしました。

江戸川区医師会も平成8年度から東京労働局の委託を受け、江戸川地域産業保健センター（以下「センター」という。）を運営いたしております。

当センターは、江戸川労働基準監督署管内の小規模事業場に働く労働者等を対象に産業保健サービスを行っております。具体的には次の事業を実施いたします。

ご存じですか？
私も利用しております。



江戸川区地域産業保健センター

江戸川区中央4-24-14 TEL (3652) 3166
(江戸川区医師会館内) FAX (3655) 5505

仕事イキ2センター EDOGAWA

明るい環境・いきいき健康

江戸川労働基準監督署
江戸川地域産業保健センター

健康相談窓口

当センターの産業医が、事業者・労働者からの健康に関する相談に応じます。

相談日は、毎月第1・第2・第3・第4木曜日の午後1時から午後3時までです。

相談は直接当センターにご来館いただくか又は、随時当センターで電話にて受付をしております。

相談場所は、当センター相談室です。

相談を希望する人は、健康診断結果など持参した方が効果的です。

相談内容は、健康診断結果に基づいた健康管理、生活習慣病の予防法、病後の保持増進の方法等についてです。

個別訪問産業保健指導の実施

個別訪問は、事業場の希望日に応じ産業医が訪問いたします。

当センターの産業医が事業場を訪ね、事業者・労働者からの健康相談に応じ、また、職場環境の改善の助言をします。

個別訪問産業保健指導を希望する事業場は、当センターに登録を要します。

登録事業場は、継続的に指導・助言を受けられます。

長時間労働者等の面接指導相談窓口

長時間労働(1月100時間を超え、かつ、疲労蓄積が認められるもの)について、産業医による面接指導が、事業者に義務付けられております。

当センターでは、長時間労働を行った労働者には、面接指導の相談窓口を開設し対応しております。

また、メンタルヘルスに関する指導・助言が受けられますのでお電話にてお申し込み下さい。

サテライト健康相談窓口

お近くの認定産業医の資格を有する医療機関で事業者、労働者の健康に関する相談・指導に応じます。

事前に医療機関へお電話にてお申し込み下さい。

産業保健情報の提供

日本医師会認定産業医名簿、健康診断、環境測定を実施する医療機関等の名簿、労働衛生コンサルタントの名簿、その他産業保険に関する情報を提供します。

守秘義務

当センターの業務に従事する事により知り得た秘密は厳守いたします。

その他

この事業はすべて無料で行われます。